

青森市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い、改正前の国の規定を引用する箇所（外国旅行の旅費等）について、所要の改正をしようとするもの

2 法改正の趣旨

国家公務員等の旅費制度について、国内外の経済社会情勢の変化に対応するとともに、事務負担軽減を図るため、旅費の計算等に係る規定の簡素化及び支給対象の見直しを行うほか、国費の適正な支出を図るための規定を整備する等の措置を講ずるもの（令和 7 年 4 月 1 日施行）

（主な法改正の内容）

- (1) 宿泊料を定額支給から原則、実費支給とする。
- (2) 近距離出張（在勤地内旅行）の規定の廃止
- (3) 個別の旅費費目の見直し（日当を「宿泊手当」とし、宿泊に伴う出張にのみ支給する等）
- (4) 旅行命令簿・旅行依頼簿の様式を廃止
- (5) 旅行代理店等に対する直接支払を可能とする
- (6) 旅費請求に必要な添付書類の見直し

3 法改正に伴う今後の対応

市の旅費制度については、地方公務員法第 24 条第 4 項の規定に基づき、青森県との権衡を図る必要がある。

青森県においては、国の法改正が県の旅行の実態と合わせて適切かどうか検討する相当の期間が必要であるとし、令和 7 年度については現在の運用を継続する方針とすることである。

このことから、市においても、令和 7 年度は青森県と同様、現在の旅費支給の運用を継続することとする。

なお、宿泊料に係る旅費の支給については、昨今の社会情勢を踏まえ、宿泊費の高騰等の影響により宿泊料金が規定の宿泊料定額を上回ることが明らかである場合は、現在の旅費の増額調整の規定に基づき、宿泊料として当該宿泊料金に相当する額を支給する旨の通知を発する予定である。

4 改正の内容 【第 2 条、第 30 条及び第 34 条関係】

現在の旅費支給の運用を継続するため、改正前の国の規定を引用する箇所（外国旅行の旅費等）について、所要の改正を行う。

5 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日